### 平成29年度第1回

# 北海道青少年健全育成審議会

# 議事録

日 時: 平成 29 年 7 月 28 日 (金) 13 時 30 分開会

場 所:北海道庁本庁舎 地下1階 総合政策部会議室

#### 1. 開 会

〇挨拶(環境生活部くらし安全局 堀本局長) 本日は、時節柄何かとご多用のところ、 本審議会にご出席を賜りまして心よりお礼を申し上げます。

また、日頃より青少年の健全育成に対しまして様々な場面でご理解とご協力を賜り改めて感謝申し上げる次第でございます。

さて、最近の青少年を取り巻く状況について見てまいりますと、例えば道内の非行少年の人数は平成 16 年をピークに減少傾向にはございますものの、本年の上半期の状況を見ますと、昨年同期に比べて 72 人増加しているというような状況が見られるところでございます。

また、青少年の間にスマートフォンなどが急速に普及したことを背景といたしましてインターネットを介した福祉犯等の犯罪被害も依然として後を絶たず、極めて憂慮すべき事態と捉えているところでございます。こうした中、国におきましてはフィルタリングサービス等の更なる利用促進を図るため、本年6月に「青少年インターネット環境整備法」を一部改正いたしまして、事業者に対し青少年の確認義務やあるいはフィルタリング有効化の措置義務などが課せられることとなり、道におきましてもこの後ご説明をさせていただきたいと考えてございますが、今回の法律改正を踏まえまして「北海道青少健全育成条例」の関係部分について改正を予定しているところでございます。本日の審議会におきましては、こうした青少年を取り巻く状況等についてご報告をさせていただくこととしておりますので、委員の皆様におかれましてはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますよう宜しくお願いを申し上げます。

最後になりますが、本審議会の委員を務めていただきました寺島会長、熊谷委員、公 募委員でございます高橋委員、そして本日は都合により欠席されておりますが、家守委 員におかれましては、本年8月11日をもちまして任期満了の予定となってございまし て今回の審議会が最後となりますが、これまで本道の青少年の健全育成のため、二年間 大変貴重なご意見を賜りましたことにつきまして厚くお礼を申し上げます。委員を離れ ましても引き続きそれぞれのお立場から北海道の青少年の健全育成にお力添えを賜り ますようお願いを申し上げます。

また、その他の委員の皆様におかれましても、引き続き本審議会委員としてご意見あるいはご協力をいただけますようこの場をお借りいたしましてお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ宜しくお願いいたします。

〇事務局(青野青少年担当課長) 当審議会は本年度第1回目ということでございますが、前回の開催後委員の方が1名交代されましたこと、また事務局も4月の人事異動で若干入れ代わりがございましたので、始めに自己紹介の場を設けさせていただきたいと

思います。まず事務局から自己紹介をさせていただきます。

〇事務局(青少年グループ柴田主幹) 皆さんお疲れ様です。先程もご挨拶させていただきましけれども、4月1日付の人事異動で当青少年グループに参りました柴田と申します。青少年行政は初めてですのでいろいろとご意見をお聴かせいただければと思います。どうぞ宜しくお願いします。

〇事務局(青野青少年担当課長) 次にこの度、北海道中学校校長会の岩田様が委員に 就任されましたので一言自己紹介をお願いしたいと思います。では、岩田委員お願いし ます。

〇岩田委員 こんにちは。南美唄中学校で校長をしています岩田といいます。校長になって今年で2年目に入りました。この4月から北海道校長会の役員を務めるということで、前任の鹿野内校長先生の後を継ぐということになります。なにぶん解らないことがいっぱいありますので、微力ですが一生懸命頑張りますのでどうぞ宜しくお願いいたします。

〇事務局(青野青少年担当課長)ありがとうございました。なお、局長の堀本でございますが、この後次の公務がございますのでここで退席させていただきたいと思います。

〇(環境生活部くらし安全局 堀本局長) すみません。失礼させていただきます。宜 しくお願いいたします。

〇事務局(青野青少年担当課長) それでは、会議に移らさせていただきますけれども、ここは地下ということで窓がございませんし、なかなか道庁の空調設備がいいものではございませんので、楽な服装スタイルで審議していただければと思います。私どもも今クールビズの期間でございますので、上着を脱いで進めさせてさせていただきたいと思います。

では、始めに会議の成立につきましてご報告いたします。北海道青少年健全育成条例第50条第2項の規定により、審議会は委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことが出来ないとされておりますが、本日は委員定数15名中、今、秋葉委員がお見えになっておりませんけれど、11名出席をいただいていますことから本会議は成立していることをご報告いたします。

また、本日はオブザーバーといたしまして、青少年行政を推進するために道庁内に設置している青少年健全育成推進本部の幹事の方も出席しておりますことを併せてご報告いたします。

次に配布資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元に資料1から資料5ま

でを配布してございます。また、冊子といたしまして「若者未来創造事例集」を配布しております。足りない資料はございませんでしょうか?先程出席委員が 11 名とご案内を申し上げましたが、秋葉委員が到着されましたので 12 名ということに変更させていただきたいと思います。

本日の会議の終了は午後 2 時 45 分頃を目処としております。今後の進行にご協力宜 しくお願いいたします。それでは議事に入ります。以後の進行は寺島会長にお願いいた します。

〇寺島会長 寺島でございます。皆様どうぞ宜しくお願いします。それでは早速次第にございます3.議事に入って参りたいと存じます。こちらの(1)協議事項のうち「ア.部会委員の指名」となっておりますので、これにつきまして事務局からご説明をお願いいたします。

〇事務局(青少年グループ伊藤主査) はい。青少年グループの伊藤でございます。いつも大変お世話になっております。部会委員の指名でございますが、これまで部会委員を務めていただきました北海道中学校長会の鹿野内先生がこの度辞任されましたことから現在1名欠員となっており、新たに委員を決める必要がございます。部会の委員は条例及び北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会設置要綱により会長が指名することとなっており、任期は前任の鹿野内委員の残任期間8月11日迄となっております。以上でございます。

〇寺島会長 はい。ありがとうございます。部会委員の指名は会長が行うということでございますので、それでは私から指名させていただきたく存じます。辞任されました鹿野内先生が北海道中学校長会の所属の先生でいらっしゃいましたので、後任は、後任の部会員は北海道中学校長会の岩田委員にお引き受けいただければと存じますが、お引き受けいただけますでしょうか?

〇岩田委員 はい。お願いします。

〇寺島会長 ありがとうございます。それでは岩田委員どうぞ宜しくお願いいたします。はい。それでは引き続き議事に参りたく存じます。次第をご覧いただきますと(2)報告事項ということになっております。(2)報告事項はアからオまでございますが、最初の「ア.平成28年度有害図書類の指定状況について」と、「イ.平成28年度北海道青少年健全育成条例の取り組みについて」とは関連があるようでございますので纏めて事務局からご報告をお願いいたします。

〇事務局(青少年グループ伊藤主査) はい、それではまず資料1をお願いいたします。 すみません恐縮ですが座って説明させていただきます。資料1でございますが、資料1の一番下を見ていただきたいのですが、下線でございます。「社会環境整備部会における議決は、これを以て審議会の議決とする。この場合その結果を事後の審議会に報告するものとする」となってございます。社会環境整備部会、前回の審議会以降に開催した部会での議決結果を資料1で報告するものでございます。前回の審議会以降これまで1回3月23日に部会を開催しご審議していただき、審議の結果、資料に記載の6冊が有害図書類として議決いたしました。これを受けまして道では3月31日に北海道公報により有害図書類として告示し、図書組合等の取り扱い事業者を始め、警察や検察庁、また裁判所といった機関などにも通知しているところでございます。

続きまして、資料2をお願いいたします。資料2「平成28年度北海道青少年健全育成条例の取組について」ご説明させていただきます。北海道青少年健全育成条例では青少年を取り巻く社会環境の整備を促進することや青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することを施策の基本方針の一つに掲げており、これに基づき有害環境の浄化に係る取組を行っているところでございます。この資料2につきましては、28年度の取組状況を纏めたものになります。

まず、一番目の有害興業、これは映画でございますが、有害興行の指定でございます。 条例ではその映画の内容が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、または道義心を 傷つけるものなど、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められる場合は有害 興行として指定し、青少年の観覧を禁止することが出来ることとなっております。道に おきましては映画倫理機構、いわゆる映倫が「R 1 8」として指定した映画について有 害興行とすることとしており、この理由につきましては映倫のR 1 8 指定基準と私ども 条例の認定基準がほぼ一致することからその理由としております。昨年度は資料に記載 の 59 本の映画を指定しております。

次に、二番目の有害図書類の指定についてでございます。雑誌や書籍につきましても映画と同様に青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるものについて、有害図書類として指定し青少年への販売等を禁止しております。指定につきましてはこの審議会の社会環境整備部会への諮問という手続きを経て指定しておりまして、平成 28年度につきましては先程資料1でご報告した図書も含めて合計 19冊の図書を有害図書として指定しております。

続きまして、三番目の図書類自動販売機等の設置届でございますが、現在把握している台数は資料に記載の 63 台であります。この中で実際に稼働している自動販売機は一つもございません。届出だけは生きている状態となっております。

最後に四番目の立ち入り調査の実施状況でございますが、私ども本庁職員それから14 の振興局職員、北海道警察や市役所の青少年健全育成業務担当者等を立入調査員として 指定し、条例で定める義務や禁止事項等の遵守について随時調査を行っております。平 成 28 年度の実績は資料記載一番右側の合計でございますが、2,682 件でほぼ一昨年度 と同様の件数となっております。

説明につきましては以上でございます。

〇寺島会長 はい。ありがとうございました。ただいまご報告をいただきましたが、委員の皆様からご質問ご意見ございませんでしょうか?ございませんでしょうか?はい。 それではありがとうございます。

それでは続きまして次の報告事項に移らせていただきます。次は報告事項の「ウ. 平成 29 年上半期の少年非行等の状況について」でございます。こちらにつきまして事務局からご説明をお願いいたします。

〇事務局(青少年グループ坂口主幹) はい。青少年グループの坂口でございます。いつも大変お世話になっております。それでは私から平成29年上半期1月から6月における少年非行等の状況について資料を基にご説明をさせていただきたいと思います。恐縮ですが着座して説明をさせていただきます。それではお手元の資料3をご覧願います。この資料は北海道警察のホームページ等で公表されている統計を基に作成をしております。

始めに非行少年の状況でございますが、総数は前年同期に比べ 72 人、13.7%増加し ております。過去5年間における上半期の非行少年の推移を見てみますと、平成 26 年 の 875 人をピークに減少傾向で推移しておりましたが、今年は若干増加に転じていると いう状況となっております。地域別では都市部である札幌方面がやはり多く、全体の約 7割を占め、次いで旭川方面が1割超、函館・釧路・北見方面が1割未満という構成比 となっております。この構成比につきましては例年と大きく変わっておりません。本年 上半期増えていると申し上げましたが、その増加要因を見てみますと、刑法犯罪がプラ ス 81 件、特別法犯はマイナスとなっておりまして、刑法犯罪が増加要因であることが 解ります。では、刑法犯罪で増えたものは何かと申しますと、罪種別の内訳をご覧いた だきますと解りますとおり、窃盗犯がプラス 75 人となっておりまして、大幅に増加し ております。では、その窃盗犯の中で何が増えたのかと、その手口を見てみますと、こ の資料には掲載しておりませんが、万引きが非常に増えているということが判っており ます。万引きは前年同期と比べ 80 人増加しております。この万引きというのは窃盗犯 全体の約8割、刑法犯全体の約5割、非行少年全体では約4.5割を占めておりまして 全体に占める割合が最も高い手口となっております。万引きが増えた要因でありますけ れども、これは大型ショッピングセンターが新しく出来てそこで万引きが急激に増えた というようなものではなく、札幌市内を始め都市部での万引きが全体的に増え、その積 み上げの結果が増加に繋がっているということであります。

また、他の刑法犯罪の罪種でございますが、凶悪犯につきましても前年同期と比べ3

人増えております。8人となっておりまして、内訳といたしましては強盗3人、放火が4人、強姦が1人というふうになっております。刑法犯全体の学識別では中学生が最も多く146人、次いで高校生が127人、小学生が124人となっており、その他は有職少年等々となっております。小学生の124人の約8割超が窃盗犯で補導されているという状況となっております。

次に特別法犯についてでありますが、総数は減少しております。しかしながら、一部 売春防止法が増加しております。この売春防止法という法律は、売春を助長する行為等 を規制してその発生を防止するという法律でありまして、具体的には売春目的の勧誘や つきまとい、売春の相手方となるように誘因することなどを規制しております。罰則も ついております。実際の非行といたしましては、コミュニティサイトや出会い系サイト 等において援助交際等の売春に関する誘因の書き込みをすることが対象としては多い ようです。

次に不良行為少年についてでありますが、総数は前年同期と比べ少し減少しております。行為の種別を個別に見ていきますと、ほとんどの種別が減少している中、粗暴行為と不健全娯楽、この二つの行為が増加していることがお判りになるかと思います。粗暴行為といいますのは、例えば放置すれば暴行や脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為のことを言いまして、例えば火遊びやロケット花火などを相手に向かって発射するようなそういった危険な遊び、行為を粗暴行為と捉えて補導の対象としています。

また、不健全娯楽といいますのは、少年の健全育成上支障のある娯楽に興じることを言いまして、例えばゲームセンター等で規制時間を過ぎてもたむろして遊ぶなどの行為があります。不健全娯楽が増加した要因につきましても、どこかに大きなゲームセンターが出来たという訳ではなく、各警察署において補導した件数を積み上げ集計した結果、全体の数が増えたということであります。

次に薬物乱用少年の状況でありますが、これは前年と比べまして減少しております。 補導された人数は2人で、いずれも有職少年、無職少年となっております。児童生徒、 学生はおりませんでした。

最後に福祉犯の被害状況でありますけれども、総数は前年同期と比べて 31 人増加しております。過去5年の推移を見てみますと、平成 26 年をピークに減少傾向が続いておりましたが、今年は増加傾向に転じております。その要因を見てみますと、児童買春・児童ポルノ法、また、道の青少年健全育成条例違反の被害者が増加しているという内訳になっております。また学識別で見てみますと、被害の中では高校生が最も多く、次いで中学生となっておりますが、小学生の被害も増加しており懸念されるところであります。更に福祉犯被害のうち、コミュニティサイトや出会い系サイトの利用を起因として被害に遭った少年の数は 52 人となっておりまして、福祉犯被害全体の約半数を占めているという状況となっています。6月の新聞報道等では、9歳の女児が出会い系アプリ

で知り合った被疑者から指示を受けて裸の画像や動画を送らされるという被害にあっています。被害の低年齢化も懸念されるところであります。スマートフォンやタブレット等のインターネット接続機器が青少年の間にも急速に普及し、あらゆる人とネットで繋がることが出来るようになった反面、悪意のある大人に騙されたり脅されたりして自分の裸の画像をメール等で送らされる、いわゆる自画撮り被害を受ける少年も昨年は増えております。今後、益々スマートフォン等のインターネット接続機器を利用して被害に遭う少年が増えることが懸念されますことから、道といたしましても道教委や道警、携帯電話事業者等の関係機関、団体等と連携を更に緊密にし、インターネットの利用拡大に伴う非行被害の未然防止に努めていかなければならないと考えているところでございます。

以上で私の説明を終わります。

〇寺島会長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局から「平成 29 年上半期の 少年非行等の状況について」のご報告をいただきましたが委員の皆様からご質問やご意 見はございませんでしょうか?はい。どうぞ。

〇秋葉委員 非行少年刑法犯が多く増えているということなのですけれども、例えば警察のほうで敢えてこういった取り締まりに力を入れたですとか、青少年自体の個数が去年より多かったですとか、そういった取組というか特別なものはあるのでしょうか?

〇事務局(青少年グループ坂口主幹) 統計を見ますと、青少年の人口というのはやはり減少傾向にあるというところでございます。また、取締りの強化というのも社会の変化や非行情勢等を踏まえ重点対象が変わるのですけれども、やはり中身は先程お話ししたとおり増えている要因というのが窃盗犯の万引きであります。万引きというのは、やはり店からの届出がまずありますので、店の協力も徐々に得られてきて届出件数が増えたと、結びついているところもあるのではなかろうかと思います。今まで万引きについては届け出しなかった店舗も、警察等からの要請で全件届け出するように粘り強くこう言って、届け出をしてくれる店も増えてきているというのが実態でございますので、そういったような様々な要因で増えているというふうに考えています。

○秋葉委員 はい。ありがとうございます。

〇寺島会長 ありがとうございました。他にご質問ございませんでしょうか?ありますか。はい。

〇日置委員 はい。毎年これデータを取っていただいて傾向とかがある程度判るのかな

と思うのですけれど、この全体に非行の問題とかって昔から貧困の問題とこうかなり影響があるというふうに歴史的に言われているのですけれど、このデータに加えて何かその非行少年の背景みたいなものを少しデータを取って分析するとか、背景を探って対応して行くことが大事かなと思うので、そういった何か背景を少し迫るような取組等はしているかいないかということを教えていただければと思いますけれども。

○事務局(青少年グループ坂口主幹) 道といたしましては、警察の公表しているデータ等を基に傾向等を把握しているところでありますが、非行の背景等についても関係機関である警察に確認し、今後の施策等に反映できないかなど検討してまいりたいと思います。

〇日置委員 家庭の経済的な状況と、あと親御さんに支援をしたかっていうか、その後の支援の状況というか、子どももそうなのですけれども、たいてい家庭が大変なお子さんが多いのかなというふうに思っているので、親への支援みたいなのがあるかないかというあたり、虐待とかの関係も判ると、もう少しやっぱり子どもたちには取り締まるよりも支援が必要だ、みたいなものが少し明るみになってくるのかなと思います。どうしても厳罰化みたいなことが出たりするものですから、そうではないということがわかる方が当事者にとっては良いのかなと思うので、是非検討いただければと思います。

○事務局(青少年グループ坂口主幹)ありがとうございます。

〇寺島会長 ありがとうございます。事務局におかれて可能な方法についてご検討いた だければと思います。他にご質問ご意見等ございませんでしょうか?どうぞ

○河合委員 今のお話に繋がることではありますが、今回万引きが増えているということでございまして、この万引きの背景なり理由なりなんなり、心のことがある程度判ると減らす方向なり必要な支援なりという事がより見えてくるのかなというふうに感じました。以上です。

〇寺島会長 ありがとうございます。ただいまご意見いただきましたので、事務局の方でも後ほどご検討いただければと思います。他にご質問等はございませんでしょうか? 宜しいでしょうか?はい。ありがとうございます。

それでは次の項目に移らせていただきたく存じます。続きまして報告事項の「エ.若 者意見の聴取について」でございます。こちらにつきまして事務局からご報告をお願い いたしします。 〇事務局(青少年グループ伊藤主査) はい。ではまず資料の4をお願いいたします。この若者世代の意見の聴取と道政の反映方策の検討についてでございますが、この審議会におきましても、これまで委員の皆様からは貴重なご意見やご助言、また実際にご協力をいただいたところでございます。今回私どもの方で、平成27年度と28年度の二回にわたり検討を行った結果をこの報告書として取りまとめましたので、この場でご報告させていただきます。

まず、表紙と次の目次を捲っていただいて、1ページ目でございます。1ページ目の真ん中の下ですね、検討の背景でございますが、下の図でございます。社会的背景としては少子高齢化の進行により若者の減少があります。その一方で青少年の社会参画と健全育成として若者の自立に向けた社会参加意識の喚起が必要であり、こうした背景から多様化する道民ニーズに的確に対応する為には、声が届きにくい若者の意見を道政に取り入れていくことが不可欠でございまして、若者の意見を道政に反映させる仕組みづくりが必要でございます。

次に6ページをお願いいたします。6ページは道のこれまでの取組でございます。過去におきましては(1)番の「青少年100人委員会」や(2)現在取り組んでいるものでございますが、高校二年生を対象とした青少年の意識意見調査がございます。

また、若者世代のみの対象ではございませんが(3)のパブリックコメントやそれからページを捲りまして8ページでございますが、8ページのイの主な広聴事業ということで、道におきましては、ご覧の六つの項目でこれまで広聴事業をやっているところでございます。

続きまして 11 ページをお願いいたします。11 ページからは国や他の都府県の状況について整理しているものでございます。まず国についてでございますが、11 ページの下の方でございますが、「ユース特命報告員」を任命し意見を募集するとともに、12 ページでございますが、12 ページの一番上の B でございますが、国の関係府省庁の担当者と意見交換する取組を国のほうでは行っております。それから(2)の他府県についてでございますが、これは 12 ページから 17 ページまでで取組の一覧を整理しておりますので後ほどご覧いただきたいと存じますが、他府県の傾向といたしましては、まず 12 ページ下にございます知事や幹部職員等行政との意見交換や、それから 13 ページ下の若者から都府県への提言、それからページを捲りまして 14 ページのアンケート調査の実施、この三つが事例としては多いところでございます。

続きましてちょっとページは飛びますが 22 ページでございます。22 ページは今、他府県の取組を今度は意見の聴取の方法とそれから反映のあり方という二つの観点から再整理したものでございまして、それが 22 ページから 26 ページまで整理してございます。これにつきましても後ほどご覧いただければと存じます。ここまでが国や他府県までの状況でございます。

続きまして27ページからが私ども青少年グループが取り組んだ事業でございます。

まず 27 ページは、これは平成 27 年度に実施したものでございます。まず (1) のインターネットを活用したアンケート調査は道内に在住する 29 歳までの方を対象に平成 27 年 9 月 28 日から平成 27 年 12 月 4 日までの約二ヶ月間超実施し、901 名から回答をお寄せいただいたところでございます。このまず (1) のインターネットを活用した調査のメリット・デメリットでございます。メリットといたしましては、下に書いてございますが、インターネットの活用を望む人が 8 割いることが明らかになったこと、それから集計作業が容易で安価であるといったことがあげられます。それからイのデメリット、課題につきましては、インターネットを通じてアンケートを知った人が 16%に留まり、周知方法については更に検討が必要であること。それから 28 ページにもございますが、会議やSNSの利用等双方向での議論の深化を望む回答も約3割あり、定型フォーム入力方式では対応できないといったことがあげられるところでございます。

なお、このインターネットを活用したアンケートに寄せられた若者意見の一部につきましては、この 28 ページのウに記載しておりますが、平成 28 年 3 月に策定した「北海道総合計画」に反映されております。

続きまして29ページでございます。29ページの(2)のSNSスカイプを利用したWeb会議の開催ですが、これは28年度、昨年度実施した事業でございます。先程27年度のアンケート調査でも双方向での議論の深化を求める意見が多かったことから、意見交換の場としてこのSNSツールを利用したWeb会議を昨年度試行実施したものでございます。これにつきましては、前回3月の審議会でもご報告させていただいたところでございますが、改めて説明させていただきます。開催日時は昨年の11月20日で、北海道教育研究所をメイン会場に函館・旭川・帯広・釧路の全道5会場で5ケ所をスカイプで接続いたしました。参加者は資料のとおりでございますが、会社員には不登校など困難を有する経験を有する若者を含んでいます。下のほうですが、スカイプを選択した理由でございますが、SNSには掲示板のように書き込みにより意見交換をするタイプと、それからテレビ電話のように音声とそれから画像を同時に配信して意見交換をするタイプに、まずこの二つのタイプに分かれます。書き込みによる意見交換は、既に平成25年度に内閣府がフェイスブックを活用して試行しておりましたので、その為に平成28年度はビデオ通話型のSNSツールで、その時点で、現時点で汎用性が高いスカイプを選択したところでございます。

続きまして 31 ページでございます。31 ページの会場についてでございますが、道庁ではセキュリティ等の関係からスカイプのビデオ通話の使用を許可していないことから北海道立教育研究所が行うスカイプのビデオ通話試験の一環としてWeb会議を行いました。使用機器につきましては基本的にパソコンを使用しましたが、帯広会場のみタブレットを使用しております。31 ページ下のエの試行結果の考察でございますが、今回の試みは全ての会場で光回線を使用したものであり、映像が一時途絶えるなどの場面がありましたが、音声については途切れることがなく全体として大きなストレスなく

会議を継続することが出来、充分実用に耐えうることを確認いたしました。スカイプを用いることについてのメリットでございますが、何点か記載しておりますが、やはり一番大きいのは次の 32 ページの一番上でございますが、ネット環境さえあればどこにいても参加できるといったことが大きいところでございます。逆にスカイプを用いることのデメリットでございますが、これもいくつかございますが、通常の会議よりも視覚情報が少ない為、進行役いわゆるファシリテーターの役割がより重要であるといったところが一番感じたところでございます。

オにつきましては意見交換の概要ですが、テーマは二つでございまして、テーマ 1 は「道庁に若者の意見を集約するにはどうしたらよいか」それからテーマ 2 は (イ)でございますが、「北海道の未来について」として意見交換をいたしました。それで参加者からの感想は 33 ページでございますが、例えば「こんなに意見交換ができると思わなかった。」。なかなか最初はちょっと皆さん硬かったようなのですけれども、だんだん慣れてくると、結構皆さん意見交換が活発に行われたようで「こんなに意見交換が出来ると思わなかった。」。それから「こうした共有の場がもっとあれば良いと思った。」「スカイプだと思ったときにすぐ発言が出来ない。」そういったようなご意見もございました。こういったことを踏まえまして纏めでございますが、一番最後 37 ページでございます。37 ページの一番下の段落についてでございますが、今回 2 ヶ年の試行結果を踏まえまして、当課といたしましては、次期の「北海道青少年健全育成基本計画」通称「どさんこユースプラン」と呼んでおりますが、それの改訂に向けてこれまでの取組を参考にして若者の意見の聴取と道政への反映が進むよう取り組んで参りたいと考えております。そして、SNSを活用した会議も含め現在検討中ではございますが、若者の意見を聴取する、聞く場の確保に努めて参りたいと考えているところでございます。

続きまして、冊子のこの「若者未来創造事例集」をご覧いただきたいと思います。この冊子につきましては、前回3月の審議会では作成中ということで見本としてモノクロで表紙なり目次のみを示したものを出させていただきましたが、今回完成いたしましたので本日皆様にお配りさせていただいたところでございます。この冊子の作成の目的でございますが、道内では様々な分野で既に積極的に活動している若い方がおりますことから、こうした若い方々の取組を紹介することにより、自分や社会のことを考えるきっかけにしていただければと。

また、かつて若者だった方々には、今現在いる若者達の活動にご理解を頂くとともに、 更なるそういう若者に対する協力や支援に向けた一助となればと考えて作成したもの でございます。作成にあたっては、私どもの方から市町村やそれからその青少年に関わ る関係団体等にその若者による活動についてまずご紹介をお願いし、紹介を受けた団体 に私どもの方から原稿を依頼して最終的にはこの目次に記載してございますが、51 団 体を掲載することを許可いただきました。中身は見ていただければお解りになると思い ますが、本文に記載している項目はまずその結成時期、それから構成員数、代表者の方 のお名前、活動の概要、それから活動内容、所在地連絡先となっており、写真とかもですねなるべく沢山ご提供いただいていたところでございます。この冊子につきましては 道内の市町村や青少年の育成関係者等に私どものほうから配布したところでございます。

説明につきましては以上でございます。

〇寺島会長 はい。ありがとうございます。ただいまご紹介のありました「若者未来創造事例集」には例えば 12 ページに「ezorock」さんも記載されていて、これについては高橋委員も多分ご協力いただいたかと思います。どうもありがとうございます。ただいま事務局から若者意見の聴取についてご報告をいただきましたが、委員の皆様からご質問やご意見ございましたらお願いいたします。如何でしょうか?宜しいでしょうか?はい。どうぞ

〇秋葉委員 若者の意見を聴くというのは大変素晴らしいなと思うのですけれども、この SNSのユースミーティングっていうのは今後また継続してやるという予定はあるのでしょうか?

〇事務局(青野青少年担当課長) SNSを活用したミーティングにつきましては手法 の一つということで考えております。ただ目的とか対象者、いろんなことによって会議 の開催の仕方はいろいろあると思いますので、SNSを使ったそういったミーティング を含めて若者からの意見の聴取の場というのは確保していきたいなというふうに考え ております。

〇秋葉委員 近々この後、具体的にこう計画っていうのはあるのですか?

○事務局(青野青少年担当課長) 今年度も、どういった方々を対象に参集いただいて やろうかと現在検討しているとこでございますが、何かの形で、またもしかしたら昨年 と同じような全てスカイプを使った会議になるかも知れませんし、札幌の方にお集まり いただいてやる会議かも知れませんし、何をやろうか現在検討しているところでございます。

- ○秋葉委員 是非継続してやっていただきたいと思います。
- 〇事務局(青野青少年担当課長) はい。
- ○寺島会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

〇日置委員 いろんな方法で試してみてデメリット・メリット両方あるとは思うのです けれど、一つは高校生の意識調査をずっと同じ調査を繰り返してやっている。この場で も内容を皆さんで見たりしているのですけれど、継続的にある程度やるっていうのは大 事かなというふうに思って、いろいろ試すのも大事だと思うのですけれど、今回の報告 書でいろいろな事を試したり、他の地域の情報を収集したりしているので、なんかこう 意識調査だけではなく例えば今のご意見があったとおり、スカイプでの会議を必ず毎年 一回はやるとかというのを何年かやってみるとまた更に解るのかなとか。あとその一回 きりだとやはりアクセスできる人が限られてしまうので、チャンスを多くの人に与える ということを考えると、毎年やっているというとじゃあ来年ちょっと参加してみたいな とか、あと今回は閉じられたスカイプですけれど、例えばユーストリームみたいな物を 使うとそれを周りから傍聴できるというか、見るというか、何となく最初から発言する 場に行くのは抵抗があってもその様子を見てちょっとチャットに書き込むとか、そうい うことだったら併せて興味を持つ機会になるのかなと思うので、何かしらそういうイン ターネット、北海道は広域だという特徴があるので自分の住んでいるところで気軽に参 加できるっていうことを継続していくという視点が少し必要なのかなというふうには 思いました。

〇寺島会長 ありがとうございます。是非継続していただければというご意見が相次いでいますので是非その方向でご検討いただければと思います。昨年に実施された会議でも大分、日置委員がご尽力いただいたと承知しております。ありがとうございます。

他ご意見ご質問ございませんでしょうか?宜しいでしょうか?ではありがとうございます。それでは次の報告事項に移らせていただきたく思います。次の報告事項は「才. 青少年インターネット環境整備法の改正について」でございます。こちらにつきまして も事務局からご報告をお願いいたします。

〇事務局(青少年グループ坂口主幹) はい、本年6月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、通称「青少年インターネット環境整備法」が改正されました。この法律は青少年健全育成条例とも関係しておりますことから資料に基づきましてその改正概要についてご説明をさせていただきたいと思います。資料5をご覧願います。まず、この法律についてでありますが、この法律は青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにする為、平成20年に議員立法により制定された法律であります。内容は関係事業者や保護者等の責務を定めた他、事業者等に対してフィルタリングサービスの提供義務やフィルタリングソフトウェアの利用の普及等、各種措置を定めたものとなっております。今回この法律が改正された背景といたしましては、資料5の改正の背景に記載しましたとおり、青少年を取り巻く

インターネットの利用環境が変化したということが改正の背景にあります。この法律が制定された平成 20 年当時といいますのは従来型の携帯電話いわゆるガラケーが主流の時代でありましたので、まだスマホがあまり普及しておりませんでした。ガラケーといいますのは皆様ご承知のとおり通話機能の他にインターネット接続機能を備えた端末でありますけれども、その接続回線といいますのは、例えばドコモであれば i モード、KDDIであれば e z w e b というように携帯電話回線を通じてネットに接続しておりました。その為フィルタリングサービスというものにつきましても携帯電話回線にのみ対応するよう事業者に提供義務を課しておりました。しかしながらその後スマートフォンやタブレット等が急速に普及しまして、インターネットへの接続手段につきましても携帯電話回線だけではなくアプリや無線LANを通じて接続が可能となりましたので、これらの接続手段についてもフィルタリング措置を施して対応する必要性があるということから、今回の改正に至ったと聞いております。

次に改正の経過でありますが、この改正法は本年6月23日に公布されまして、施行日は公布から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行されるとなっております。来年の6月23日迄の間に施行される予定となっております。北海道青少年健全育成条例におきましても、この法律の条項を引用している部分がありまして、今回の法改正でその条項が一部変更となりましたので、その条項ずれ等を解消するために条例も一部改正する予定となっております。

次に法律の改正内容についてでありますが、①から⑥に記載した内容が主な改正内容となっております。

一つ目は定義です。例えば定義の一つに携帯電話端末等とありますけれども、これまでの法律の定義では先程申しました主に携帯電話いわゆるガラケーそれとPHS、運用の中でスマートフォンも入れておりましたけれども、こういったものが携帯電話端末等でそれ以外のモバイル端末、携帯ゲーム機ですとかタブレットは含まれておりませんでした。しかし、今回の法改正でガラケー、スマートフォンの他にも携帯電話回線を利用してインターネットに接続可能な全ての機器、いわゆるタブレットですとか携帯ゲーム機、携帯ゲーム機の中にも携帯電話回線を利用して接続するものも含まれるようになり、例えばPS Vita(ピーエスビータ)というものがありますが、こういったものは携帯電話回線を使ってネットに接続することが可能でありますので、定義上はそれらも含まれるように範囲が拡大いたしました。

但し、デスクトップパソコンですとか携帯電話回線を使わない無線LANのみを利用 してネットに接続するようなタブレット、携帯ゲーム機、音楽プレーヤー等は定義には 含まれません。

二点目は青少年の確認義務です。これは今回法律で新たに新設された規定になります。 この規定につきましては条例で既に規定しているものとなります。内容は事業者等が契 約を締結する際に、その契約の相手方が青少年であるかどうかを確認しなければならな いというものです。契約の相手方が青少年ではなく大人が来た場合はどうするかといいますと、大人に対しても実際にその端末を使用するのは青少年かどうか確認をしなければならないというふうに規定されております。

また、青少年の保護者につきましても保護者が契約をしに行って青少年が使う場合、 それは事業者等に対してきちんと確認を求められた時に「これは青少年が使う携帯電話 端末の契約です。」というふうに申告しなければならないという義務が課されておりま す。

三点目は事業者等による説明義務です。この規定も今回新設された規定となります。この規定も条例で既に規定しているものであります。これは契約相手又は使用者が青少年である場合は、事業者等がネットを利用したことによる危険性ですとかフィルタリングサービスの利用の必要性など、こういったものを説明しなければならないという義務が課されました。

四点目は、フィルタリングの有効化措置義務であります。これも今回新設されたものとなります。内容は改正趣旨の中でもご説明いたしましたが、携帯電話回線以外の方法つまりアプリ又は無線LANのネット接続に対応する為のフィルタリング措置であります。インターネットに接続する際には主に三通りありまして、携帯電話回線、アプリ、無線LANこの三つがあります。携帯電話回線につきましては従来どおりフィルタリングサービスの提供義務というものがあり、これはこれで対応するのですけれど、残り二つについても対応するためにこのフィルタリング有効化措置義務というものが新設されました。具体的な内容といたしましては、店に契約に行ったときに、事業者等がアプリと無線LANのフィルタリングに対応するソフトウェアをインストールしたり、又は端末を設定して契約時に相手に渡すというものです。

但し、条件がありまして持ち込んだ端末については、携帯電話事業者等は対応する義務は無いというものであります。あくまでも店で買ってその店で契約する端末については有効化措置義務があるというものであります。端末を持ち込んだ場合は、古い携帯だったら店でももう対応出来なかったりですとか、あと先程申し上げました携帯ゲーム機ですとかそういったもののソフトウェアというものは携帯電話事業者でも持っていないものですから、そこに義務を課すのはちょっと難しいということで、そこについては義務は課されておりません。ただ、この有効化措置も保護者が利用しませんといった場合についても強制措置は出来ませんので、それは事業者等としても強制はできない仕組みとなっております。

五点目はインターネット接続機器の製造事業者の義務の対象となる機器の範囲が拡大されたものであります。いわゆるフィルタリングソフトウェア等の利用を容易にする措置を講じる対象、これが今までは携帯電話端末やPHSというのは含まれておりませんでしたが、これが今回法が改正されまして携帯電話端末、PHS等も含まれるというふうに改正されております。

最後に六点目でありますが、プログラム開発事業者の努力義務を定めたものであります。これも今回の改正で新設されたものです。これもフィルタリングの有効化措置ですとか、フィルタリングサービスの利用を容易にする措置が円滑に講ぜられるようにプログラムを開発しなければならない、開発するように努めなければならない、という努力規定であります。

以上「青少年インターネット環境整備法」の主な改正内容を説明させていただきましたけれども、関連する条例部分につきましてもございますので、簡単にご説明させていただきます。条例は法律に先行いたしまして平成 26 年に改正をしており、先程説明いたしました青少年確認義務についても、条例で既に規定しております。今回の法改正と内容がほぼ重複する為、削除するか又は繰り返し浸透させるために残すかそういったことを現在検討している最中であります。

又、二点目の説明義務でございますけれども、今回法律で規定された説明内容と条例で規定している説明内容が、一部重複している部分もあり、また法律にはなく条例で規定している部分がありますので、その辺も整備する必要があり、現在検討しているところでございます。

三点目は青少年の保護者がフィリタリングサービスを利用しない場合の取り扱いでございますけれども、法律では利用しない場合、申し出ることとなっているところ、条例はそこを補完する形で保護者に対し利用しない旨の申出を書面で提出するよう義務を課しております。今回の法改正では、アプリと無線LANに対応する有効化措置というものが規定されましたので、これについても保護者が希望しない場合はその旨を申し出ることとなっており、条例ではフィルタリングサービスと同様にこの有効化措置についても希望しない旨の申出を書面で提出するよう義務を課すかどうかということを現在検討しているところでございます。

今後条例改正を進めるにあたりまして、皆様方からご意見を聴かせいただく場面があるかと思いますが、その際は忌憚のないご意見をいただければと思っております。 以上で法改正の説明を終わります。

〇寺島会長 はい。ありがとうございました。ただいま事務局から「青少年インターネット環境整備法の改正について」のご報告をいただきましたが、委員の皆様からご質問やご意見はございませんでしょうか?如何でしょうか?ございませんか?宜しいでしょうか?はい。それではありがとうございます。それでは、予定されております項目は以上となりますが、その他として委員の皆様から何かございますでしょうか?宜しいでしょうか?事務局から他に何かありますか?はい。お願いいたします。

〇事務局(青少年グループ柴田主幹)はい。後ろから失礼します。事務局の柴田でございます。会議の冒頭で局長の堀本からの挨拶にもありましたように、皆様の今期の任期

につきましては8月11日までになってございまして、本日の会議を最後に寺島会長、 熊谷委員、高橋委員そして本日は欠席されていらっしゃいますけれど、家守委員がご退 任されるということになります。これまで北海道の青少年の健全育成に対しましてご理 解とご協力を賜りましたこと事務局一同心からお礼を申し上げます。どうもありがとう ございました。

また、このメンバーでの会議、審議会は本日が最後ということでございます。委員の 皆様から是非、一言ずつで結構でございますので、これまでの審議会の印象に残ったこ となどを頂戴いただければと思うのですけれど如何でしょうか?

〇寺島会長 はい。わかりました。それではお願いしたいと思います。じゃあまず私の 左隣の秋葉委員から。

〇秋葉委員 毎回送られてくる議事録を見ますと、一言一句きちんと書かれておりまして、それを見ると迂闊な発言ができないなと大変緊張してこの場におります。それから必ず報道の席が設けられておりまして、それだけ今道民の皆さんの期待に応えるというのですか、そういうこう委員としての責任をすごく感じています。そんなことで大変緊張する場面ではあるのですけれども、また自分の所属する団体に帰った時に、こういう世界があるといいますか、こういう仕事があるのだよということをやっぱり事務局に知ってもらうということも、私の委員としていることの大事な役割でもあるかなと感じております。そんなことではこの委員にさせていただいているということは非常に自分にとっても勉強になりますし、団体にとっても地域にご奉仕する一つの役割だなということを改めて感じました。

ありがとうございました。

〇寺島会長 ありがとうございます。続いて安宅委員お願いいたします。

〇安宅委員 私、発言という部分もすごく重要なのだなと思いつつ、やはりこういう少子化が進む中で、子ども達が少ない中で、こういう犯罪ですとかいろいろな子どもたちの事を考えてあげられるこういう審議会というのは大切だなということをいつも思うのですが、なかなか自分の意見ですとか、そういったものを皆さんに出してあげられないというのは不徳の致すところだなあと思いながら二年間やってきましたが、いろいろ勉強させていただきました。本当にありがとうございました。

〇寺島会長 ありがとうございます。伊東委員お願いいたします。

〇伊東委員 私、市役所にいた当時社会教育部に所属したことがありまして、青少年課

は日夜活動して大変だなという姿を見させていただきました。今ここで感じているのは、 やっぱりその十年位前よりはネットに関わるような非行等々が起こってきている。時代 によっていろいろ変わってきているのだなという印象を持って、根本的な青少年育成と いうのは重要なテーマであることは今も昔も変わらないなという印象を持ちながら参 加させていただきました。

ありがとうございました。

〇寺島会長 ありがとうございます。はい。次、岩田委員お願いいたします。

〇岩田委員 今日初めて参加させていただきまして、青少年の育成にとって非常に重要で大事な会議だなということを痛感しました。これからもいろいろと勉強させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

〇寺島会長 熊谷委員お願いします。

〇熊谷委員 私どものAOU北海道アミューズメントは、いわゆるゲームセンターをやっている団体でございまして、二十数年前から私どもの業種は法律のもとでこういろいろと規制がありまして、それでもなんとかこう私どもの事業を良くしようということで二十数年間、こういう席に多々出席させていただきまして、学校関係者がいて、行政の方たちと対話させていただきまして、今、ようやく我々いわゆるゲームセンターという他の小中学生、青少年の方から見れば魅力的な場所なのですが、親御さんから見ればとても気まずい場所というとこなのですが、過去を振り返ればもう二十数年前から考えれば、今の我々の状態も非常に良くなっているということは先だって警察の方からも言われまして、また日々そういう努力をして参りますので、今後とも一つ宜しくお願いいたします。

〇寺島会長 ありがとうございます。では菅原委員お願いします。

○菅原委員 はい。私は、防犯関係のボランティアのくくりで参加させていただいております。今日もいろいろなお話があったのですけれども、やはり、なんでそうなるのかという、現状例えば「こういう事件、事故があります」と、じゃあこの背景、やっぱり一番大事だと思います。それは多分我々が審議出来るような範疇ではないと思うのですが、議会なりとかでもう少しその辺を深く考えてやっていただければまた違った方向が出るのかなというような思いがあります。多分私はこれからもやるようなので、またひとつ宜しくお願いします。

〇寺島会長 ありがとうございます。では鈴木委員お願いいたします。

〇鈴木委員 私たちガールスカウトというのは、少女、小学生から高校生までがガールスカウトとして活動しています。その他に女性は年齢制限がありませんので、上は百歳近くまでの方が活動をしております。この審議会に参加させていただいて初めて知る事が多かったこと、ネット環境を取り巻くそういった被害なども道警の報告などを見まして「あ、こんなふうになっているのだ」と改めて感じたことです。これからも少女たちがそのような被害に巻き込まれないように、こういった状況があるのだなということを委員一同が皆で共有して青少年といいますか少女の育成にあたっていきたいと感じております。

ありがとうございました。

〇寺島会長 ありがとうございます。それでは高橋委員お願いします。

○高橋委員 はい。NPO法人ezorockの高橋です。二年間公募委員として出席させていただきましてお世話になりました。勉強させていただきました。普段は高校生から大学生、社会人の若者と一緒に活動させていただいておりまして、その中でこういった調査で見えてくるものとは違う若者のニーズですとか声を聴いていて、それを少しでも伝えることだと思って参加していました。その中でもインターネット調査だけでなく、直接話すインターネット会議という形になったものを一つ見させていただいてとても良かったなと思っております。是非継続していただければと思います。

また、若い人たちと話していて、自分も含めてですけれども「貧困」というテーマはかなり大きくなっているなと思います。やりたくてもやれないとかですね、ちょっと暮らしていけないという若者たちも身近に増えてきていますので、これからもっと施策にそういった意見を反映していければ良いのかなと思っています。

ありがとうございました。

○寺島会長 ありがとうございます。それでは新井田委員お願いします。

〇新井田委員 私、前任者から3月に引き継ぎましてまだ半年くらいですか。私、北海道高等学校PTA連合会に所属しております。現在、北海道の公立学校全部、私立学校22校入って、全部で258校の加盟になって、高校生がついに今年11万人を切りまして、10万8千弱何名という生徒さんなのですけれども、そこにある保護者と繋がっておりますPTAなので、この場で知り得た情報を北海道中、できれば学校、それと学校現場、そして子どもたち保護者に特にSNSとかこういう、高P連とかでもSNSア

ンケート調査やいろいろな施策を現在いろんな方面から総務省とかそういうとこと繋がって全国レベルで調査したり、子どもたちの啓発をさせるような活動も取り組んでおりますので、今後ともこういう機会がありましたらですね、情報を密にしていって高校生の家庭に全部届けていきたいなと思っておりますので宜しくお願いいたします。

○寺島会長 ありがとうございます。それでは日置委員お願いいたします。

〇日置委員 私の立場としては札幌市のスクールソーシャルワーカーを9年やって実 はこの3月で現場からは退任して札幌にいることがあまり少なくなって、今地元、自宅 が釧路にあるのですけれど、釧路で仕事、釧路に拠点を移したので、スクールソーシャ ルワーカーをやることは退任したのですけれど、日々私自身は、今、貧困の話もでまし たけど、厳しい環境にいる子どもや若者たちや家庭に出会うことがずっと多くて、自分 がこう仕事の中で感じている肌感覚と、こういうデータで見る施策で見るもののギャッ プだとか、後、何が必要かということを勉強させてもらういい機会で、自分なりにもす ごく興味深くというか勉強の場だと思って有効にという気持ちで参加をしていました。 自分としては、ただ自分が得をするというか勉強になるというだけでは多分委員として 駄目なのだろうなというふうに思っていて、この自分が参加して得たものをどう還元す るかということがすごく大事で、今回インターネットの会議に参加させてもらって、若 者たちが一緒にそういう課題を共有したり、あと前の時に高校生の意識調査なんかも、 うちは二十代の子ども、娘が3人いるので「こういうのがあるんだよ。」ということを 言うとやっぱりいろんな意見を言ってくれるのですよね。だから、ここで話されたこと を実際の若者たちがどう感じるかというのは、実はいろいろ感じるところがあるので、 この場で話されたこととか、話題になっていることをいかに若者たちの中にも広げてい くかというか、議論する機会を作っていくっていう役割もあるのかなと思っていますし、 そういう視点でどうやって還元できるかということを考えつつ参加したいというふう に思っています。

〇寺島会長 ありがとうございました。それでは河合副会長お願いします。

○河合副会長 はい。私は早いものでこれで四年目を、委員として四年目を終えるところでありますけれども、いつも思いますのはいろんな立場の方いろんな組織の方というのでしょうか、それだけの方々に囲まれて、あるいは守られて子どもたちがこう大きくなって、社会で大きくなっていっているのかなと思いながらこの場におります。私、臨床心理士の資格を持ちながら仕事をしておりまして大学教員もありますけれども、実際に相談もカウンセリングですかね、業務に就いておりますけれども、自分が段々年をとってくるのでなお思うのかもしれませんけれども、インターネットのことですとか、何

ですかこう社会の状況ってやはり変わっていっております。そう考えました時に、やはり今の時代のというのでしょうか、青少年で、特に二十歳以下といったらいいのでしょうか、そういう方たちからの当事者のといったらいいのでしょうか、当事者の声がより多く聴けるようなといったらいいでしょうか、それが行政なりなんなり、いろんなサービスに反映されていくような仕組みがやはり大事かなというふうに思うところではありますので、「育成」という言葉が古い印象だとこういかに育てるかみたいですけれど、そんなふうにこの審議会の議論というのでしょうか、審議というのが進んでいって、より関係が近くなり、一緒にみたいな感覚もこうあるのかなと思いながら、それがとても私的にはなんというのでしょうか、素敵だなというふうに思いながらこの場に座っております。

以上になります。

〇寺島会長 どうもありがとうございました。実はちょっと時間押しておりますけれど 最後に私からご挨拶させていただきます。私、一昨年 2015 年の年度途中よりこの審議 会の委員をお引き受けいたしまして、それと同時に会長を務めさせていただいて参りま した。この間いくつもの案件がこの審議会の場では取り上げられてきまして、その中で 大変勉強させていただきまして感謝いたしております。その中でもその若者の意見の聴 取、でそれをどのようにして道政や道の施策に反映させていくかという件は、本日も取 り上げられたところでありまして、多様な層の意見を聴取していくにはどうすればよい か、とりわけ様々な困難を抱えている若者の声をどのように聴き取っていくか、という ことを巡って活発な議論が交わされたということが非常に印象に残っております。この 点は今後とも重要な課題となっていくものと思っております。都合により私、今期限り で退任させていただくこととなりました。その間拙い議事運営などでご迷惑をおかけす ることも多々あったかと存じますが、それでもこうしてやって参りましたのは河合副会 長を始めとする委員の皆様方のご理解とご協力、そして事務局の皆様のご支援や尽力の お陰と承知いたしております。心より感謝申し上げます。引き続き委員をお務めいただ く方々には今後とも大変お世話になります。お忙しいところ誠に恐縮でございますけれ ども何卒宜しくお願い申し上げます。簡単ではございますが、これを以て私からのご挨 拶に代えさせていただきたく存じます。

大変ありがとうございました。

#### 2. 閉 会

○事務局(青野青少年担当課長) 寺島会長ありがとうございました。また委員の皆様には何かといたらない事務局ではございましたが審議会の運営にご協力いただき、この場をお借りして再度お礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして「平成29年度第1回北海道青少年健全育成審議会」を閉会させて

いただきます。 ありがとうございました。